

平成27年5月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 竹松浩人

平成26年(ホ)第5348号債務不履行(情報開示)請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成26年(ク)第1415号)

平成27年3月11日口頭弁論終結

判 決

東京都足立区竹の塚1-29-11 菅野ビル401

控 訴 人 大 西 秀 宣

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

被 控 訴 人 株 式 会 社 日 立 製 作 所

同代表者代表執行役 東 原 敏 昭

同訴訟代理人弁護士 村 田 雅 夫

土 取 義 朗

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人が平成25年10月14日に作成し被控訴人に対し送付した、個人情報の開示等の請求書により生じた債務につき、被控訴人が準拠を公表している日本工業規格の「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項(JISQ15001)」(以下「JISQ15001」という。)に従い、被控訴人の所有する控訴人の個人情報について、控訴人がしたコンプライアンス通報に関する調査資料を始めとした個人情報を追加し開示せよ。
- 3 被控訴人は、前項に示した個人情報の開示等の請求書における不開示内容について、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第25条を根拠

東 京 高 等 裁 判 所

として「業務の実施に著しい支障をきたすおそれがある」との記載のみで一律に不開示とするのではなく、JISQ15001の3.4.4.5項に規定のとおり、理由を説明の上、できる限りの情報を開示せよ。

4 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

(1) 控訴人は、平成12年4月から被控訴人に勤務し、平成24年6月22日付けで被控訴人から懲戒解雇された者であるが、平成25年10月14日、被控訴人に対し、法25条及びJISQ15001に基づき、控訴人に関する保有個人データの開示を求めた。

本件は、控訴人が、上記求めに対する被控訴人の保有個人データの開示が不十分であったと主張して、法25条1項等に基づき、第1の2及び3記載のとおり的情報開示請求（これらを総称して、以下「本件請求」という。）をする事案である。

(2) 原審が、法25条1項及びJISQ15001は、本人に対し保有個人データの開示請求権を付与した規定ではなく、本人は、個人情報取扱事業者に対し、裁判手続によって保有個人データの開示を請求することはできないなどと説示して、控訴人の本件請求を棄却したところ、控訴人が、原判決を不服として本件控訴を提起した。

(3) 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次の2のとおり当審における控訴人の主張の要旨を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

ア 原判決4頁9行目の「景品表示法」を「不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）」と改める。

イ 同頁23行目の「上記」の次に「(控訴人の主張)の(3)」を、「②」の

次に「に」を、それぞれ加える。

ウ 原判決5頁4行目の「きたす」を「及ぼす」と改める。

2 当審における控訴人の主張の要旨

- (1) 法の立法経緯等に照らすと、法25条1項が本人に対し保有個人データの開示請求権を付与した規定であることは明らかであるのに、原判決は、これを否定しており、法令解釈の誤りがある。

そして、被控訴人は、控訴人に保有個人データを開示することにより被控訴人の「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある」(同項2号)ことを証明していないから、本件請求は認められるべきである。

- (2) 原判決には、上記(1)以外にも多数の法令等(JISQ15001を含む。以下同じ。)の解釈の誤り及び判断の遺脱があり、原審の裁判官には、国家公務員法96条に違反する職務懈怠がある。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原判決とはその理由を異にするものの、結論において、控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである(なお、下記2(1)は、上記結論を導き出すために不可欠な判断ではないが、本件訴訟の経過に鑑み、説示するものである。)

- 2(1) 法25条1項は、個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を「求め」られたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない旨を定めている。

このように、法は、個人情報取扱事業者の開示義務を定めているものの、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律12条及び14条並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律12条及び14条が、「開示請求権」という見出しの下に「開示を請求することができる。」と定めた上で、「保有個人情報の開示義務」という見出しの下に「開示請求があ

ったときは、…当該保有個人情報を開示しなければならない。」と定めているのと異なり、法25条で「開示」という見出しの下に開示の「求め」に対する個人情報取扱事業者の義務を規定する形式を採っており、他に開示請求権を定めた規定を設けておらず、同条1項も、文言上、本人の個人情報取扱事業者に対する保有個人データの開示請求権を規定していない。かえって、法は、個人情報取扱事業者に対し、①法25条1項による開示の求めを受け付ける方法を定めることができる権限（法29条）、及び、②法25条1項による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる権限（法30条）を、それぞれ付与し（①及び②を総称して、以下「個人情報取扱事業者の諸権限」という。）、さらに、本人と個人情報取扱事業者との間の紛争解決の手段として、個人情報取扱事業者（法31条）及び認定個人情報保護団体による苦情の処理（法37条以下）並びに主務大臣による監督等（法32条等）をも規定している。主務大臣による監督等としては、個人情報取扱事業者が法25条1項等に違反した場合における当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告及び命令（法34条）、上記命令に違反した者に対する罰則（法56条）等があり、認定個人情報保護団体に対する必要な措置をとるべき旨の命令（法47条）、同命令に従わない場合における認定の取消し（法48条）等が規定されている。

これらの規定に鑑みると、法は、少なくとも第一次的には、保有個人データの取扱いに関する苦情を個人情報取扱事業者等による自主的な解決手段に委ね、それが期待できない場合には、主務大臣による監督等によって救済することを予定しているものといわざるを得ず、個人情報取扱事業者の義務とこれに関する上記のような公法的・行政法的規律のみを定めていて、文言上、本人に保有個人データの裁判上の開示請求権を与えたものであると解することが極めて困難であることは否定できない。

しかし、問題は、本人が、個人情報取扱事業者との間の紛争がこのような自主的な解決手段及び主務大臣による監督等によって解決されなかったとして訴訟手続による救済を求めた場合に、法は本人に保有個人データの開示請求権を認めていないとして、これを拒絶すべきか否かである。

確かに、上記のような法25条1項の文言等に鑑みると、法制的に甚だ不明瞭であるというほかないものの、以下の理由から、同項が本人の開示の「求め」を端緒とする公法上の義務を定めたにとどまるものであるとし、本人の開示の「求め」の背景に、裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権が存することを完全に否定することもまた、ためらわれるところである（以下、顕著な事実並びに甲37、乙5、乙6、乙15及び乙16）。

ア 法の目的及び基本理念

法は、「この法律は、…個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定し（法1条）、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」と規定する（法3条）。

このように、法は、公益等を含む「個人情報の有用性」に配慮しつつも、個人の権利利益の保護を最も重要な目的とし、個人の人格尊重を基本理念としているのであるから、法25条1項の解釈は、これらの法の目的及び基本理念に適ったものでなければならない。

イ 法25条1項の立法過程

まず、個人情報保護法制化専門委員会（同委員会は、高度情報通信社会推進本部決定「我が国における個人情報保護システムの確立について」（平成11年12月3日）に基づき、我が国における個人情報保護システムの中核となる基本的な法制の確立に向けた法制的な観点からの専門的な検討を行うため、高度情報通信社会推進本部の下に開催されたものである。）

が平成12年10月11日付けで公表した「個人情報保護基本法制に関する大綱」では、「苦情が当事者間で解決しない場合、…事案によっては、人権関係機関等や司法手続を利用できる場合もあると考えられる。」としている(乙16の16頁)。同委員会における議論をみると、委員及び事務局の間で、訴訟手続における具体的な請求態様はともかく、少なくとも法25条1項が個人情報取扱事業者との間で裁判規範性を有することについては、あまり異論がなかったものと認められる。そして、裁判上請求し得る請求権を履行請求権として構成するのか、損害賠償請求権として構成するのかという問題が提起された後、開示請求権を認めるという方向で、大きな異論なく議論が進んだが、まずは苦情処理の方法で争ってもらうという形に持って行くために、苦情処理の方法等の具体化の作業をするようになったことがうかがわれる(乙5, 6)。

その後、法が成立した第156回国会において、細田博之国務大臣は、「政府案におきましても、開示…について明確に規定していることは、やはり個人のそれぞれの権利を明確にしているものであるということは言えると思います。」「あくまでも個人情報取扱事業者に対して苦情処理をいたしまして、それがどうしても駄目な場合は裁判手続に行くのであります。基本的に民事法において裁判で決めなければならないこととなります。」などと答弁しており、これらの答弁に関しては、質問者からも異論が述べられなかったことが認められる(衆議院・個人情報の保護に関する特別委員会の会議録第3号及び参議院・個人情報の保護に関する特別委員会の会議録第6号)。

以上の事実を総合すれば、少なくとも法案を提出した内閣その他の立法関係者としては、本人の開示の「求め」は、本人の権利であり、第一次的には、保有個人データの取扱いに関する苦情を個人情報取扱事業者等による自主的な解決手段に委ねるものの、それによって解決することができな

い場合には、訴訟手続によって解決することを予定しており、このように、本人が保有個人データの取扱いに関する紛争を訴訟手続によって解決することを請求することができる背景ないし根拠として、法が成立することにより、本人が裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権を有することになるものと考えていたとみることもできる。

ウ 法の施行後の状況

法7条1項に基づき策定された「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）の「7」に、「個人情報の利用・提供あるいは開示・不開示に関する本人の不平や不満は、訴訟等によるのではなく、事案の性質により、迅速性・経済性等の観点から、むしろ苦情処理の制度によって解決することが適当なものが多いと考えられる。法は、苦情処理による国民の権利利益の保護の実効を期すため、個人情報取扱事業者自身の取組により苦情を解決することを基本としつつ、認定個人情報保護団体、地方公共団体等が苦情の処理に関わる複層的な仕組みを採っている。」との記載がある（乙15）が、この記載は、上記イの事情をも考慮すれば、開示・不開示に関する本人の不平や不満を訴訟手続によって解決することがあることは当然の前提とした上で、苦情処理の制度は、迅速性・経済性等の観点から訴訟手続と共に設けられた複層的な解決手段として位置付けているものと解することができる。

エ 他の関連規定との関係

法は、個人情報取扱事業者及び認定個人情報保護団体による苦情の処理について強制力を伴う解決手段を認めていないため、これらの苦情処理の制度のみによっては、本人と個人情報取扱事業者との間の紛争が最終的に解決される保障がない。また、法は、主務大臣による監督等について、実体及び手続の両面において謙抑的であり、主務大臣による権限行使についても厳格な要件を課しているため、主務大臣による監督等によっても、本

人と個人情報取扱事業者との間の紛争が最終的に解決される保障がない。そのため、本人と個人情報取扱事業者との間の紛争が苦情処理の制度及び主務大臣による監督等によっても最終的に解決されない場合、本人の裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権を否定すれば、法の目的である本人の権利利益の保護（法1条）を実現することができなくなる。

さらに、法は、個人情報取扱事業者の諸権限を規定しているが、これらは、開示・不開示に関する本人の不平や不満を解決するための基本的な仕組みである個人情報取扱事業者自身の取組によって解決する場合の権限規定であるから、これらの規定があるからといって、紛争解決のための複層的な仕組みの一つである訴訟手続による解決が否定されることにはならない。また、法が個人情報取扱事業者の諸権限を規定している以上、法は、本人が個人情報取扱事業者が定めた受付方法（手数料の納付を含む。）を経ないまま裁判上の請求をすることは許容していないと解することもできるし、訴訟手続に要する時間及び費用を考慮すれば、本人が個人情報取扱事業者に対する開示の求めをしないまま直ちに訴訟を提起することは、実際上想定し難いから、本人に裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権を認めたとしても、個人情報取扱事業者の諸権限に関する規定が無意味になるわけではない。

なお、法は、訴訟手続において本人の開示請求が認容された場合の執行方法を規定していないため、現実の執行段階において不明確な部分が生じる可能性も否定することはできないが、開示すべき保有個人データが特定されれば間接強制が可能であること、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律にも不開示決定の取消し及び開示決定の義務付けの判決がされた場合における執行方法の規定がないこととの対比を考慮すれば、このことも、本人に裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権を否定する根拠として十分なものとはいえない。

オ 法25条1項が、他の個人情報に関する法令とは異なり、本人の裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権を正面から規定せず、個人情報取扱事業者の義務を定める形式を採った趣旨

法は、第四章第一節において、個人情報データベース等を用いて大量の個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者が、個人情報を適切に取り扱い、本人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報取扱事業者に対する種々の義務を規定しているところ、本人の開示の求めに関する法25条1項は、同節の中に規定されている。そうすると、本人の開示の求めは、個人情報取扱事業者の義務の履行の実効性を担保する手段の一つとして位置付けられており、そのために、法制上は、個人情報取扱事業者の義務を定める形式を採ったものと理解することが可能である。

また、上記イ及びウのとおり、本人の開示の求めをめぐる紛争は、訴訟手続ではなく、迅速性・経済性等の観点から、苦情処理の制度によって解決することが適当なものが多い上、主務大臣による監督等も設けられているために、訴訟手続による第一次的な紛争解決を想起させる「請求」という文言を用いることは適当でないとも考えられる。

さらに、本人と個人情報取扱事業者との間の紛争が法律上の争訟である限り、本人が法律上の争訟の解決手段として訴訟手続を利用することができることは、明文の規定を設けるまでもなく、当然のことでもある（裁判所法3条1項）。

法25条1項は、以上の観点から、本人の開示請求権を正面から規定せず、個人情報取扱事業者の義務を定める形式を採っているが、その義務は本人に対する義務であり、上記義務に対応する本人の権利として、本人に対し、裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権を付与していると解することもできる。

以上の事情を総合的に考慮すれば、法25条1項に規定する本人の開示の

「求め」の法的な性質は、法制上の不明瞭さを考慮してもなお、裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権に基づくものと解することが不可能であるとまで断定することはできない。

- (2) しかし、仮に、法25条1項が本人に裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権を認めていると解したとしても、本件においては、これに基づく控訴人の開示請求を認めることはできない。

すなわち、以下のとおり、控訴人が開示を求める各情報については、そもそも被控訴人が保有していることが認められなかったり、既に開示済みであったりするなど、主張の前提を欠いており、又は不開示事由（法25条1項2号）に該当する。

ア まず、「甲12号証に関する、被控訴人が準備している控訴人に対する訴訟に関する控訴人の個人情報」については、本件全証拠によっても、被控訴人が当該情報を保有していることを認めるに足りないから、不開示事由該当性を検討する前提を欠いている。

イ 次に、「控訴人のなしたコンプライアンス通報に対する調査内容に関する控訴人の個人情報」についても、証拠（甲7）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、控訴人に対し、既にこれを開示済みであることが認められるから、不開示事由該当性を検討する前提を欠いている。

ウ また、「控訴人がコンプライアンス通報により懲戒解雇となった経緯に関する控訴人の個人情報」についても、被控訴人の控訴人に対する懲戒解雇の事由は、前提事実(7)及び(8)のとおりであり、被控訴人は控訴人が主張するように「コンプライアンス通報により」懲戒解雇をしたのではないから、不開示事由該当性を検討する前提を欠いている。

仮に、上記「控訴人が…懲戒解雇となった経緯に関する控訴人の個人情報」の趣旨を、懲戒解雇がされた経緯に関する控訴人の個人情報と解した場合であっても、懲戒解雇に関する資料には使用者及び関係者らの評価及

び判断が含まれているのが通常であるから、懲戒解雇に関する資料が本人に開示されることになれば、適正な評価と処分の決定に影響を及ぼしたり、本人に無用の反発を生じさせたりして、公正かつ円滑な人事の確保ができなくなり、当該本人を雇用していた個人情報取扱事業者の人事管理に係る「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある」（法25条1項2号）ことは明らかであり、被控訴人はこれを開示しないことができる。

- (3) また、JISQ15001の規格は、事業者が自己管理・自主管理として個人情報を管理する際に用いる標準的な行動規範を定めるものにとどまり、事業者がこれを定めたからといって、事業者以外の者との間で何らかの権利義務を生じさせるものではないから（乙2，9），本人が個人情報取扱事業者に対して保有個人データの開示を裁判手続により請求することの根拠となるものとは認められず、民法90条及び景品表示法4条1項等、控訴人が被控訴人に対して保有個人データの開示を請求する根拠として述べる主張は、いずれも独自の見解にすぎず、採用することはできない。

3 当審における控訴人の主張に対する判断

- (1) 控訴人は、①法25条1項は、本人に対し、保有個人情報の開示請求権を付与した規定であり、②被控訴人は、控訴人の求める情報を開示することにより被控訴人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあることを証明していないと主張する（第2の2(1)）。

しかし、上記①の主張は理由があるとしても、上記②の主張はいずれも理由がないことは、上記1及び2のとおりである。

したがって、控訴人の上記主張②は、採用することができない。

- (2) 控訴人は、原判決には上記(1)以外にも多数の法令等の解釈の誤り及び判断の遺脱があり、原審の裁判官には国家公務員法96条に違反する職務懈怠があると主張する（第2の2(2)）。

しかし、控訴人の上記(1)以外の法令等の解釈の誤りに係る主張は、独自の

見解にすぎず、採用することができないことは、上記2(3)のとおりである。

また、原判決に判断の遺脱は認められず、本件全証拠によっても、原審の裁判官に国家公務員法96条に違反する職務懈怠があるとは認められない。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

(3) 以上のほか、控訴人が原判決の認定判断をるる非難する点並びに別件訴訟及び本件訴訟外における何者かの行為に関して不満を主張する点についても、いずれも理由がなく、採用することはできない。

4 以上によれば、控訴人の本件請求は理由がなく、原判決は結論において相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官 川 神 裕

裁判官 飯 畑 勝 之

裁判官 本 田 能 久

東京高等裁判所

これは正本である。

平成27年5月20日

東京高等裁判所第17民事部

裁判所書記官 竹松浩人

